

後期高齢者医療制度から お知らせ

被保険者証の更新について

8月1日から平成21年度の後期高齢者医療被保険者証が交付されます。新しい後期高齢者医療被保険者証は薄い茶色となります。被保険者の皆様の手元には、7月下旬までに簡易書留で郵送されます。新しい後期高齢者医療被保険者証がお手元に届きましたら、名前などをご確認いただき、病院などで

診療などを受ける場合には、ご提示ください。

また、有効期限につきましては、原則7月31日までとなっておりますが、平成20年度の後期高齢者医療保険料を完納されていない方につきましては、有効期限が短い被保険者証となる場合もありますので、ご了承ください。

現在お使いの被保険者証については、

8月以降お使いになれません。古い被保険者証については、廃棄していただきますようお願いいたします。

限度額適用・標準負担額減額認定について

入院時の医療費の自己負担額及び入院時の食事代について、後期高齢者医療被保険者で住民税非課税世帯の方は、申請により交付された「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することによって自己負担額が減額されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証については8月1日より新しい認定証となります。こちらの認定証の色は変更ありませんが、有効期限が7月31日までとなります。前年度認定証の交付を受けている方で適用要件に該当する方については、新しい認定証が7月下旬に被保険者証とは別に郵送されます。

表2 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額

所得区分		標準負担額 (1食当たり)
一般・現役並み所得者		260円
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を越える入院(過去12カ月の入院日数)	160円
住民税非課税世帯 低所得Ⅰ		100円

保険料について

7月に平成21年度後期高齢者医療保険料が決定されます。平成21年度後期高齢者医療保険料は平成20年中の年金や給与あるいは農業・不動産といった収入に基づいて算定されます。また、4月から翌年3月までの1年間分をそれぞれの納付方法に応じた納期回数で割った金額で各期納めていただきます。

今年度の7月算定時に賦課対象とする被保険者の方は7月1日までに資格を取得されている方が原則対象となります。また、以降の月において、資格を取得した被保険者の方へは、取得月の翌月に通知書などを送付します。

納付方法について

特別徴収の方

特別徴収の方(年金から直接天引きされる方)には、7月中旬に保険料決定通知書及び納付通知書が送付され、10月以降(12月、翌年2月)に天引きされます。また、翌年度4月以降の仮徴収額は、2月時の特別徴収額と同額になります。すでに仮徴収されている方は、本算定された年額から4月、6月、8月に納めていただいた金額を控除した差額が10月、11月、翌年2月の3回に分けて天引きされます。昨年、均等割8・5割軽減や所得割5割軽減などに該当、あるいは年度途中で保険料額の変更などがあったことにより、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更と

表1 所得区分について

自己負担割合	所得区分	対象要件
3割	現役並み所得者※	同一世帯に住み、住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度に加入している被保険者がいる方
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の方
1割	低所得者Ⅱ	属する世帯の世帯員全員が住民税非課税の方
	低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、各収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の方

※現役並み所得者の判定基準

同一世帯に属する被保険者の所得及び収入により判定します。

☆次の場合は、申請により「一般(1割)」の区分になります。

- 同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者が2人以上で、加入者全員の収入の合計金額が520万円未満の場合
- 後期高齢者医療制度の加入者が1人で、収入の合計金額が383万円未満の場合

☆平成21年1月から平成22年7月までは、次の場合も申請により「一般(1割)」の区分になります。

- 世帯で後期高齢者医療制度に加入している被保険者が1人であり現役並み所得者の場合で、同一世帯内に70歳～74歳の方がお住まいであり、70歳以上の方の収入の合計額が520万円未満の場合